

産業廃棄物処分委託契約書（案）

収 入
印 紙

排出事業者： 茨城県立中央病院 （以下「甲」という。）と、
処分業者： （以下「乙」という。）は、
甲の事業場： 茨城県笠間市鯉淵6528 から排出される産業廃棄物の処分に
関して次のとおり基本契約を締結する。

第1条（法の遵守）

甲及び乙は、処分業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1.（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎処分に関する事業範囲

〔産廃〕	〔特管〕
許可都道府県・政令市：	許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：	許可の有効期限：
事業区分：	事業区分：
産業廃棄物の種類：	産業廃棄物の種類：
許可の条件：	許可の条件：
許可番号：	許可番号：

2.（委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価）

甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び処分単価は、次のとおりとする。

種類	:			
数量	:			
単価	:			

3. (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称 : _____
 所在地 : _____
 処分の方法 : _____
 施設の処理能力 : _____

4. (最終処分の場所、方法及び処理能力)

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

5. (搬入業者)

第2条第2項の産業廃棄物の第2条第3項に指定する事業場への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

氏 名 : _____

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住 所 : _____

許可都道府県・政令市 : _____ 許可都道府県・政令市 : _____

許可の有効期限 : _____ 許可の有効期限 : _____

事業の範囲 : _____ 事業の範囲 : _____

許可の条件 : _____ 許可の条件 : _____

許可番号 : _____ 許可番号 : _____

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- ア 産業廃棄物の発生工程
- イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
- ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- エ 混合等により生ずる支障
- オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- カ 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項
- キ その他取扱いの注意事項

2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議の上定めることとする。

3. 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成25年6月）の「容器貼付用ラベル」参照）。
4. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

第4条（甲乙の責任範囲）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
2. 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行いまたは過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し甲に負担させない。
3. 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

第5条（再委託の制限）

乙は、書面により甲の承認を受けた場合を除き、第三者に対し、委託業務の一部の実施を委託し、若しくは請け負わせてはならない。

第6条（委託業務に基づく権利、義務の譲渡等の禁止）

乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条（委託業務終了報告）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業務についてはマニフェストD票又は、電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第8条（業務の一時停止）

乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

第9条（報酬・消費税・支払い）

1. 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
2. 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。
3. 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
4. 乙は、甲の検査を受けた後、処理の報酬を請求書により請求する。
5. 甲は、前項の規定により乙の適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に処理の報酬を支払うものとする。
6. 甲の責に帰する事由により、前項の期限内に支払いがなかった場合は、乙は、その請求金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が、銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

第10条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項の場合も同様とする。

第11条（秘密の保持）

甲及び乙は、この契約の履行により得た相手方の秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解約された後も同様とする。

第12条（個人情報の保護）

乙は、この契約の履行に当たり個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

第13条（暴力団による不当介入があった場合の報告義務）

乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は業務等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

第14条（改善の指示）

甲は、委託業務の実施について改善する必要を認めたときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

第15条（損害賠償）

乙は、委託業務の実施中に、乙の責に帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、甲又は第三者に対し、その損害を補償しなければならない。

2 前項に規定する損害賠償の請求方法については、理由が発生した後、速やかに甲乙協議のうえ定めるものとする。

第16条（履行遅延の場合の違約金）

乙は、乙の責めに期すべき事由により契約の履行期限内に、この契約に基づく業務を履行しないときは契約金額又は未履行部分に相当する金額につき遅延日数に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する利率を乗じて計算した額を遅延賠償として甲に納めなければならない。この場合において、遅延賠償額が100円未満であるときはその全額を切り捨てるものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

2 第1項の遅延賠償徴収日数の計算については、検査に要した日数は、遅延日数に算入しないものとする。

第17条（契約の解除）

甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないとき又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。
- (3) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。
- (4) 乙又はその代理人が、この契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、乙から契約金額又は未履行部分に相当する金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収することができる。

3 甲は、第1項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、これを賠償するものとする。

4 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙の請求により既実施部分の割合に応じた委託料を支払うものとする。

5 甲は、第1項又は第3項の規定により契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

第18条（疑義の処理）

この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

第19条（契約期間）

この契約は、有効期間を令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年4月1日

甲 茨城県笠間市鯉淵6528
茨城県立中央病院
病院長 島居 徹

乙

《別 記》

個人情報の保護に関する特約事項

1 受託者の責務

委託業務を実施するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託業務を実施するため個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

なお、収集した個人情報は、委託業務の終了後、甲に返還すること。

3 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託業務を実施するため収集し、又は作成した個人情報は、委託業務を実施するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

4 複写又は複製の禁止

委託業務を実施するに当たって取り扱う個人情報が記録された帳票等(磁気ディスク、磁気テープその他の電子的記録媒体を含む。以下同じ。)は、複写し、又は複製してはならない。

5 返還義務

委託業務を実施するため甲から引き渡された個人情報が記録された帳票等は、委託業務の終了後、速やかに甲に返還しなければならない。

6 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに、当該個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面により甲に報告し、甲の指示に従うこと。